



公 示 送 達 書

五泉市告示第 115 号

令和8年8月12日

下記の書類は、五泉市役所税務課に保管してありますので、出頭のうえ受領してください。

地方税法第20条の2第1項の規定により公示します。

五泉市長 田邊 正幸



送達すべき書類を 特定するために必 要 な 情 報	五税第307号	
送達を受けるべき 者の氏名又は名称	吉井 玲子	
	橋本 正光	
	山田 純裕	
	山田 貴裕	
	株式会社 フロンティア	
	注 意 事 項	地方税法第20条の2第3項の規定により、上記書類を受領しないときは、下記の日書類の送達があったものとみなされます。 令和8年8月19日